

# 衆議院国家安全保障に関する特別委員会ニュース

平成 25.11.14 第 185 回国会第 13 号

11 月 14 日（木）、第 13 回の委員会が開かれました。

## 1 特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出第 9 号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外 2 名提出、衆法第 1 号）

- ・両案について、谷垣法務大臣、小野寺防衛大臣、森国務大臣、岡田内閣府副大臣、若宮防衛大臣政務官及び政府参考人並びに提出者枝野幸男君（民主）、後藤祐一君（民主）及び階猛君（民主）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 城 内 実君（自民）

- ・特定秘密保護法案が世論やマスコミから様々な誤解を受けていることについて政府はどのように考えているか。
  - ・同法案の必要性について、政府は積極的に情報発信していくべきと考えるが政府の認識を伺いたい。
  - ・明らかに特定秘密となる情報とはどのようなものであるのか政府の見解を伺いたい。
  - ・同法案は、早急に成立させて施行後、不断に運用面の改善を行っていくことが現実的な対応との考え方について森国務大臣の見解を伺いたい。
  - ・民主党政権時に秘密保護法制についてどのような議論がなされていたか、また、その当時、秘密保護法制が必要であるとの認識があったのか、改正案提出者の見解を伺いたい。
  - ・情報公開法等改正案（民主党提出）第 5 条第 2 号口の法人による任意提供情報の不開示規定を削除することは、行政機関による正当な情報収集に支障が生じるとの考えについて改正案提出者の見解を伺いたい。
- ・過去の公務員による情報漏えいの件数及びその内、秘密指定に該当したものの件数はいくつか伺いたい。
  - ・特定秘密における「特段の秘匿の必要性」とはどのような事例を想定しているのか伺いたい。
  - ・国会が各省庁に対して必要な報告を求め、かつ秘密会での審議を前提としても、行政機関の長が特定秘密を提供しないことが許容される場合がありうるのか、政府の見解を伺いたい。
  - ・特定秘密の保護においては、インテリジェンス能力の強化や情報管理の専門官育成が必要と思われるが政府の見解を伺いたい。

### 星 野 剛 士君（自民）

- ・特定秘密保護法案の意義、安全保障面からのメリットについて政府の見解を伺いたい。
- ・これまで防衛秘密は自衛隊法のいかなる規定に基づいて指定、保護、運用されてきたのか伺いたい。
- ・特定秘密の指定基準はどのように定められるのか、またその基準の在り方について説明してもらいたい。
- ・米国の秘密指定制度では、一定の期間が経過したら原則公開が前提となっていることについて政府の見解を伺いたい。

### 左 藤 章君（自民）

- ・国家公務員法や自衛隊法には既に秘密保護規定が存在するのに、更に特定秘密を規定する必要性について森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・現行の特別管理秘密の件数が 42 万件に及ぶとされているが、これだけの特定秘密が指定されるべきであるのか、政府の見解を伺いたい。
- ・特定秘密の指定の適否に関する第三者機関の必要性について政府の見解を伺いたい。
- ・特定秘密保護法案の適性評価制度の具体的な内容については、別に政令で定めるのではなく、同法案において明確に規定すべきとの考えについて政府の見解を伺いたい。

### 浜 地 雅 一君（公明）

- ・刑事訴訟においていわゆるインカメラ審理を行う際、裁判官だけでなく裁判所書記官等の裁判所職員も特定秘密を見ることになるであろうが、裁判所職員による特定秘密の漏えいの防止策について政府の見解を伺いたい。
- ・行政機関の間で特定秘密の提供がなされることが想定されているが、その管理について各省庁が決めるのではなく、政府による統一的な管理がなされるべきであると考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・情報公開法等改正案第 22 条は訴訟の管轄について規定しており、行政事件訴訟法第 12 条が定める管轄よりも管轄

### 野 中 厚君（自民）

が広いが、本規定により新たに情報公開訴訟の管轄とされる裁判所、特に規模の小さい裁判所は事務が増えて負担になるのではないか、改正案提出者に伺いたい。

## 國重 徹君（公明）

- ・特定秘密を漏らしたとして刑事訴訟が開始され、被告が「特定秘密に該当しない」と争った場合、裁判官は特定秘密に該当するか否か判断できるのか、政府の見解を伺いたい。
- ・特定秘密を取り扱う者が報道関係者に対して特定秘密の漏えいを依頼し、これに基づき報道された場合、当該報道関係者に共謀共同正犯が成立し得るのか、政府の見解を伺いたい。
- ・情報公開法等改正案第 24 条第 2 項「国の防衛若しくは外交上の利益又は公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼす場合その他の国の重大な利益を害する場合」の範囲は特定秘密保護法案が規定する「特定秘密」の範囲より狭いのか、改正案提出者に伺いたい。

## 長島 昭久君（民主）

- ・情報公開の必要性和秘密の保護の必要性という対立する利益を調整しつつ、どのように秘密保護の制度を運用していくか、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・米国の国立公文書館のような秘密指定の審査を行う仕組みを設けることが、秘密指定の正当性や適正性を高めることに繋がると考えるが森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・30 年を超えて特定秘密の指定を延長する場合、その旨の内閣の了解を得る際に、秘密の内容の概要や延長の当否についての判断結果を公表する意向があるか、政府の見解を伺いたい。

## 後藤 祐一君（民主）

- ・特定秘密保護法案の必要性は、外国との情報共有の促進と情報漏えいの防止の 2 点に要約されると考えるが、特定秘密保護法案の制定が必要とされる理由について具体例を交えた明確な理由を示されたい。
- ・「秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン」で定められている調査項目と各省における調査項目の違いを伺いたい。
- ・特定秘密保護法案の「意見募集」において、国会との関係について述べられた意見があったか、あったとすればどのような内容であったか伺いたい。

## 渡辺 周君（民主）

- ・特定秘密保護法案第 23 条における特定秘密の取得行為に対する罰則について、「携帯電話の傍受」については

規定せず、「有線電気通信の傍受」と規定している理由について森国務大臣の見解を伺いたい。

- ・日本国外において外国人が同法案第 23 条に違反する行為を犯した場合についても適用対象であるか否かについて政府の見解を伺いたい。
- ・適性評価の結果に関して、借金があった者の信用状態が改善された場合、再度適性評価を受け直すことが可能か否か、また、適性評価の結果の情報は、いつまで、だれがどのように保管するのかということについて森国務大臣の見解を伺いたい。

## 小熊 慎司君（維新）

- ・原子力発電所における警備に関し、警察の警備だけではなく民間の警備も含めて秘密情報がどうあるべきか厳しく対応して体制を整備していくべきではないのか。
- ・11 月 12 日の当委員会において、森国務大臣は特定秘密の指定等の妥当性をチェックする第三者機関の設置を検討する旨の答弁をしているが、第三者機関の組織及び人選等を具体的にどのようにするのかその方向性について森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・特定秘密保護法案のこれまでの審議を通してみると、国民の知る権利に関して国民への説明が足りていないことや特定秘密に関する情報管理体制の在り方等の諸問題について更なる議論が必要であり、今国会の審議だけではなく次期通常国会でも議論していく必要があるとの考えについて森国務大臣の見解を伺いたい。

## 丸山 穂高君（維新）

- ・特定秘密を国会へ提供する際に政府が国会に求める保護措置の具体的な内容について伺いたい。
- ・特定秘密の指定の有効期間を例外なく 30 年とし、指定が解除されたものは全て国立公文書館に移管すべきと考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・特定秘密の指定等において恣意的な運用をチェックするため、特定秘密保護法案に第三者機関の設置を盛り込むべきと考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。

## 椎名 毅君（みんな）

- ・特定秘密保護法案を新規立法した意義は、現行の法制度ではその対象となっていない民間人や国会議員へ範囲を広げるためではないかと考えるが、政府の見解を伺いたい。
- ・特定秘密の漏えいに係る刑事訴訟において、当該情報を政府が特定秘密と指定したことの適否を直接争うことができるか伺いたい。
- ・同法案第 24 条の共謀、教唆又は煽動は単独でも犯罪構成要件に該当することから、不必要に処罰範囲の拡大を招

かないようどのように防止するのか、政府の見解を伺いたい。

### **笠 井 亮君（共産）**

- ・ 自衛隊情報保全隊の活動又は同隊が収集した情報が特定秘密に指定される可能性について防衛大臣の認識を伺いたい。
- ・ 2006年12月に防衛省が発出した「部外者からの不自然な働き掛けへの対応要領について」(次官通達)にある「部外者」には記者や国会議員も含まれるとともに、部外者からの不自然な働き掛けには「情報保全隊と適切に連携」することとなっていることから、記者や国会議員も情報保全隊の監視対象となっていたと考えるが、防衛大臣の認識を伺いたい。
- ・ 特定秘密であることを理由に裁判において証人が証言を拒否すると裁判自体が成り立たないとするが、森国務大臣の見解を伺いたい。

### **玉 城 デニー君（生活）**

- ・ 人事異動等により特定秘密を取り扱う業務を離れた場合や退職した場合に守秘義務は解除されるのか、また、特定秘密を取り扱う業務に従事した者の守秘義務に期限が存在するか、政府の見解を伺いたい。
- ・ 適性評価の実施にあたって取得した評価対象者等の情報はいつの時点で廃棄されるのか、また、当該情報が廃棄された場合、当該評価対象者にその旨が通告されることとなるのか、政府の見解を伺いたい。
- ・ 適性評価は評価対象者の同意を得たうえで実施するものと政府は説明しているが、特定秘密保護法案施行時に特定秘密を扱う業務に従事し、この業務を継続したいと考えた場合、適性評価を受けることは半ば強制となるのではないか、政府の見解を伺いたい。